

多機能型事業所 クランク

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1.事業所経営法人

名 称	有限会社 親和
所 在 地	広島県福山市鞆町鞆 552 番地
代 表 者 氏 名	代表取締役 羽田 富美江
電 話 番 号	084-982-4110 FAX:084-982-4109
設 立 年 月 日	2005 年（平成 15 年）10 月 3 日

2.事業所の概要

事 業 所 の 名 称	クランク
管 理 者	羽田 和剛
事 業 所 の 所 在 地	広島県福山市鞆町鞆 250 広島県福山市鞆町鞆 136-23
電 話 番 号	090-7130-4701
開 設 年 月 日	2023 年（令和 5 年）7 月 1 日
サ ー ビ ス の 種 類	多機能型事業所（就労継続支援 B 型・生活介護）
利 用 定 員	就労継続支援 B 型 20 名 生活介護 10 名
事 業 の 実 施 区 域	基本的な実施区域は福山市
主 たる 対 象 者	特定なし
営 業 日	・就労継続支援 B 型 火曜日～日曜日 ・生活介護 火曜日～土曜日 ※8 月 13 日～8 月 16 日、12 月 30 日～1 月 3 日は休日とします。 ※活動・行事により営業日は変更することがあります。
営 業 時 間	8 時 30 分～17 時 30 分
サ ー ビ ス 提 供 時 間	原則 9 時 00 分～15 時 00 分 ※活動・行事により変更することがあります。

3.事業所の目的・運営方針

事 業 所 の 目 的	利用者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会及び日中活動の場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の
-------------	--

	向上並びに日常生活能力の維持及び向上のために必要な支援を、適切かつ効果的に行います。
運 営 方 針	関係法令を遵守し、関係機関及び他の社会資源との連携を図り、利用者一人ひとりの状況に応じた適正かつきめ細かな障害福祉サービスを提供します。

4.居室・設備の概要

広島県福山市鞆町鞆 250

居室・設備の種類	室 数	備 考
作業訓練室（厨房）	1	
作業訓練室（フロア）	1	
作業訓練室（ワーク）	2	
相談室 兼 多目的室	1	
トイレ	2	身体障害者用 1 室
洗面設備	2 カ所	

広島県福山市鞆町鞆 136-23

居室・設備の種類	室 数	備 考
作業訓練室	2	
相談室 兼 多目的室	1	
トイレ	2	身体障害者用 1 室
洗面設備	2 カ所	

5.職員体制

職種	職員数 勤務時間
1. 管理者	常勤 1 名（他職務と兼務する場合があります） 正規の勤務時間 9 時 00 分～18 時 00 分
2. サービス 管理責任者	常勤 1 名以上 正規の勤務時間 9 時 00 分～18 時 00 分
3. 生活支援員 職業指導員	常勤換算で 3 名以上 正規の勤務時間 9 時 00 分～18 時 00 分

厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

ただし、指定基準を下回らない範囲で、職員配置数は変動することがあります。

6.事業所が提供するサービス

【就労継続支援 B 型】

サービスの種類	サービス内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、援助及び助言を行います。
訓練	利用者の心身の状況に応じて、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
生産活動	利用者の特性を踏まえ、生産活動の機会を提供します。 『工賃の支払い』 生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職場実習の実施や求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
事業所外支援	継続してサービスを利用している利用者が、心身や環境の変化により通所が困難な場合は、連絡又は自宅を訪問して利用状況を確認し、同意の上で支援を行います。
健康管理	医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて、健康保持のための支援を行います。

【生活介護】

サービスの種類	サービス内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、援助及び助言を行います。
日常生活上の支援	利用者の状況に応じ、日常生活上の見守り及び必要な声かけ等の支援を行います。
活動の機会の提供	創作活動等の活動機会の提供及びレクリエーション等を通じて、心身機能の維持及び向上を図ります。
生産活動	生活介護において、生産活動又は活動参加状況等に応じ、1日200円程度の工賃を支払うことがあります。
事業所外支援	継続してサービスを利用している利用者が、心身や環境の変化により通所が困難な場合は、連絡又は自宅を訪問して利用状況を確認し、同意の上で支援を行います。
健康管理	医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて、健康保持のための支援を行います。

全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行います。

【身体拘束の禁止】

利用者又は他の利用者及び職員の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、本人又は家族に説明し同意を得た上で、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録します。

【虐待の防止】

職員に対する虐待防止のための研修の実施、苦情解決体制の整備、自治体等の相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じます。

また、「身体拘束適正化検討委員会」及び「虐待防止委員会」を設置し、運営の適正化に努めます。

【ハラスメント防止】

事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じます

7.利用料金

【定率負担に関すること】

サービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働省の定める基準により算出した額）のうち9割が給付対象となります。事業者が給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

詳細については、別紙サービス利用料説明書をご確認ください。

※定率負担に関する月額負担上限額については、通所受給者証をご確認下さい。

【給付費の対象外のサービス】

① 利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適用であるものに関わる費用をいただきます。

② 日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。代行費用は無償ですが、手続き等に必要な費用はいただきます。

詳細については、別紙サービス利用料金説明書をご確認ください。

【利用料金・費用のお支払い方法】

利用された当月の月末で利用額を精算させていただき、翌月の中旬に請求書を発行させていただきます。

① 業所に直接持参していただくか、送迎時などに職員にお渡し下さい。

② 請求書へ記載されている、口座番号へお振込み下さい。

③ 「しまなみ信用金庫」「広島銀行」の口座を持たれている方は口座振替が可能です。「貯金口座振替申込書」に必要事項を記入していただき提出して下さい。

8.サービスの利用に関する留意事項

【受給者証の確認】

「更新」及び「住所」「利用者負担額」「支給量」など、「受給者証」の記載内容に変更があった場合はできるだけ速やかに当事業所までお知らせいただき、「受給者証」のコピーを提出していただくが、事業所に持参していただき、コピーさせていただきます。

また、「受給者証別冊」も同様にご提出をお願いします。

提供実績記録表 毎月、請求書と一緒に同月の提供実績記録票を同封いたしますので、ご利用があった日に押印又は署名をお願いします。

※計画内容の変更等の希望があれば、ご遠慮なくご連絡下さい。訂正して再度ご確認ください。

インフルエンザやコロナウイルス等の感染症にはスタッフ一同充分留意しております。万が一ご利用される方やその家族が感染された場合は利用を控えていただきます。しかし、ご家族の家庭環境等、考慮させていただくことはできますので、必ずご連絡・ご相談をお願いします。事業所内で感染症が発生した場合はサービスをご利用いただけない場合もあります。感染症の蔓延を防止するために、ご理解とご協力をお願いします。

事業所内の設備、器具は本例の用法にしたがってご利用ください。これに反した利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

貴重品は利用者の責任において管理していただきます。

自己管理のできない利用者につきましては、貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。

事業者は関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、5年間保存いたします。また、利用者の求めに応じてその内容を開示することができます。

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

・常設窓口「クランク」事業所 TEL090-7130-4701
[担当] 職員 鷲野 太平

・受付時間 火～金曜日 8:00～18:00

・苦情解決責任者

管理者 羽田 和剛

② 本事業で解決できない場合は、広島県社会福祉協議会に設置された「サービス運営適正化委員会」などの第三者機関に相談できることがあります。その場合はその機関を相談紹介します。

連 絡 先 名 称	広島県社会福祉協議会
住 所	広島県広島市南区比治山本町 12-2
電 話 番 号	082-254-3419
F a x 番 号	082-250-6183

非常災害に対する具体的な計画を立て非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を設備した「防災計画」

を立てています。防災計画に基づき非常災害時には、下記の場所へ避難します。

避難場所 鞆公民館 福山市鞆町鞆 423-1

津波の可能性がある場合 鞆の浦歴史民俗資料館 福山市鞆町鞆 536-1

※非常災害時の送迎は、出来かねますのでご了承ください。

1 2.保険加入について

当事業所では、万が一の事故・火災に備えて下記の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険加入内容	賠償責任保険

1 3.個人情報使用について

利用者自身及びご家族の個人情報については、サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために事業所内におけるサービス会議、他の事業所とのサービスに関わる連絡調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を使用させていただきます。

「クランク」のサービス提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名 クランク

説明者氏名 羽田 和剛

事業者 (有)親和

代表取締役 羽田 富美江 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、「クランク」のサービス提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

代理人氏名 ⑩